

石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

福島県 石川町

石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務を委託するにあたり、事業者から具体的な企画提案を受け、豊富な経験、実績、優れた企画力及び信頼性を有する委託事業者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託

(2) 業務場所及び内容

別紙、「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託仕様書(認定こども園)」及び「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託仕様書(小中学校)」(以下、「仕様書」という)のとおりに

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

※必要に応じて、業務期間前に業務準備行為を実施するものとし、それに係る経費等は受託事業者の負担とする。

3. 見積上限額 214,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

〔内訳〕 認定こども園給食調理業務 68,600,000円

小中学校給食調理業務 146,300,000円

※この金額は、3年間の見積上限額の総額である。

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

4. プロポーザル参加資格基準

参加できる事業者は、石川町指名競争入札参加資格者名簿(物品の販売・役務の提供等)に登録されている者のうち、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル参加申込書(兼誓約書)(様式第1号)」を提出した後に当該要件を満たさなくなった場合、または次のいずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルへの参加を取消すものとする。

(1) 児童生徒及び教職員等に対し安全・安心な給食を円滑に提供できる事業者(法人格を有すること)であること。

- (2) 万一の事故に備えて、損害賠償を確実に担保できること。また、予測し得ない事態の発生により委託業務が履行できなくなった場合、担保手段として、代替可能な自社施設があること、もしくは代替食の提供等により給食の提供を継続できること。
- (3) 現に小中学校、保育所（認可外保育施設を除く）、幼稚園、または認定こども園等において調理業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における入札参加資格を制限されていない者であること。
- (5) 本町または他の地方自治体もしくは国から競争入札に関わる指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始申立が行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けたものについては、この限りではない。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 食物アレルギー等の対応について、個別対応食等の対応能力を有していること。
- (9) 受託者の内定日までの過去3年間において、故意または過失により食中毒その他の食品に係る事故を起こし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止等の処分を受けた者でないこと。ただし、当該処分後の対応や改善策に関する書面等により適正な食品衛生対応が確認できる場合は、この限りではない。
- (10) 食品衛生法の規定により営業許可を取消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険（PL保険）又は公益社団法人日本食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していること。

## 5. 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル参加申込書（兼誓約書）（様式第1号）」の提出をもって実施要領の記載内容について承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するものとする。ただし、本町が必要とするときは、書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提出された書類は、その理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本町が必要とする場合は追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞取調査を行ったりする場合がある。

## 6. スケジュール

| 項 目                     | 日 程                           |
|-------------------------|-------------------------------|
| 実施要領等の公表                | 令和6年12月20日（金）                 |
| 参加申込及び実施要領等に関する質問書の受付期限 | 令和6年12月20日（金）<br>～令和7年1月7日（火） |
| 質問書の回答                  | 令和7年1月9日（木）                   |
| 提案書等の提出期限               | 令和7年1月20日（月）                  |
| 審査（プレゼンテーション）           | 令和7年1月27日（月）                  |
| 審査結果の通知                 | 令和7年1月31日（金）                  |

## 7. 提出書類等

### （1）参加申込

- ①提出様式 「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル参加申込書（兼誓約書）（様式第1号）」
- ②提出期限 令和7年1月7日（火）午後5時まで
- ③提出先 石川町役場 教育課（3階）
- ④提出方法 電子メール、郵送、持参のいずれか  
電子メール（gakkou\_k@town.ishikawa.fukushima.jp）  
郵 送（〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4）  
FAX（0247-26-1638）または、持参とする。  
※FAXの場合は、押印した書類(原本)を後日提出すること。

### （2）実施要領等に関する質問の受付

- ①提出様式 「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル質問書（様式第2号）」
- ②提出期限 令和7年1月7日（火）午後5時まで
- ③提出先 石川町役場 教育課（3階）
- ④提出方法 電子メールにて提出すること。  
※電子メール以外（口頭、電話、FAX等）による質問は受付けない。  
なお、質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

### （3）質問の回答方法

提出された全質問の回答を令和7年1月9日（木）までに、全応募事業者宛に、電子メールにて通知する。なお、回答が遅れる場合は、別途連絡する。

### （4）提案書及びその他提出書類

- ①提出書類 「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託提案書類提出書（様式第3号）」に掲げる書類全てとする。

②提出期限 令和7年1月20日（月）午後5時まで

③提出先 石川町役場 教育課（3階）

④提出方法 持参または郵送とする。（郵送の場合は必着）

⑤提出書類

| 様式     | 書類名                                      | 提出部数       |
|--------|------------------------------------------|------------|
| 様式第4号  | 給食に対する基本的な考え方に関する提案書                     | 正本1部・副本7部  |
| 様式第5号  | 衛生管理体制に関する提案書                            | 正本1部・副本7部  |
| 様式第6号  | 食物アレルギー対応等に関する提案書                        | 正本1部・副本7部  |
| 様式第7号  | 危機管理及び緊急時の体制に関する提案書                      | 正本1部・副本7部  |
| 様式第8号  | 業務責任者及び業務従事者の配置に関する提案書                   | 正本1部・副本7部  |
| 様式第9号  | 業務従事者の教育に関する提案書                          | 正本1部・副本7部  |
| 様式第10号 | 給食開始までの間の研修計画等に関する提案書                    | 正本1部・副本7部  |
| 様式第11号 | 給食調理業務受託実績書                              | 正本1部・副本7部  |
| 様式第12号 | 見積書 ※施設ごとの内訳書を添付                         | 正本1部・副本7部  |
| 様式第13号 | 会社概要書                                    | 正本1部・副本7部  |
| その他    | 財務諸表（直近の貸借対照表及び損益計算書）                    | 各正本1部・副本7部 |
| その他    | 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書            | 正本1部・副本7部  |
| その他    | 生産物賠償責任保険又は食品営業賠償共済に加入していることを証する書類（写しも可） | 正本1部・副本7部  |
| その他    | 商業登記簿謄本（事項全部証明書）                         | 正本1部・副本7部  |
| その他    | 事業者の衛生管理マニュアルもしくはそれに準ずるもの                | 正本1部・副本7部  |

※正本の表紙・背表紙に、事業者名を表記すること。

※副本については、正本のコピーで差し支えない。

※提案書等の規格は、A4判、縦型、横書き、左綴じ簡易製本とし、複数ページにわたるものは、ページ番号を付すること。

※「見積書（様式第12号）」は、施設ごとの内訳書を添付すること。

※「会社概要書（様式第13号）」については、PRパンフレット等を添付することは差し支えない。

## (5) 参加辞退

参加申込書提出後、参加を辞退する場合は、速やかに本町に電話連絡のうえ、「石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル参加辞退書（様式第14号）」を提出すること。

①提出期限 令和7年1月20日（月）午後5時まで

②提出先 石川町役場 教育課（3階）

③提出方法 電子メールまたは郵送とする。（郵送の場合は必着）

※電子メールの場合は、電話による受信確認を行うこと。

## 8. 選考方法

石川町立認定こども園・小中学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、提案書、提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、選考する。

※審査項目ごとの点数や参加表明をした企業の情報については公表しない。

## 9. 審査方法

(1) 審査方法は、「評価項目」に基づき、各審査委員が評価項目ごとに点数をつけ、その合計点数により各審査員がそれぞれ順位を決定する。決定した順位に応じて点数が分配され、事業者ごとに合計したものを総合得点とする。

(2) 参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、提案等の内容が選考基準を満たすと認められた場合は、受託候補者とする。

(3) 審査委員会の総合得点が60点に満たない場合は、その参加者は選外とする。

(4) プレゼンテーション審査

①実施日時 令和7年1月27日（月）午後1時30分

②実施場所 石川町役場 正庁（3階）

③実施時間 30分程度（提案書等説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。

④参加人数 1事業者にあたり3名以内とする。

※プレゼンテーションは、あらかじめ提出した提案書等を用いて行うこと。

④その他 プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。

プロジェクター、スクリーンは本町で準備するが、パソコン等その他の必要機材、備品等は参加者が準備すること。

※プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

## 10. 受託候補者の決定

(1) 審査委員会における審査の結果、総合得点の最も高い提案書等を提出した提案者（以下、「最高得点提案者」という。）を候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議にうえ、委員長が決定する。

- (2) 企画提案した全ての提案者に対して、審査結果を書面により通知する。ただし、審査結果の異議申立て等は受付けない。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当する事業者については、審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限を過ぎて必要書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領「4. プロポーザル参加資格基準」に定める参加要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) 見積書の金額が見積上限額を超える場合
- (5) 本プロポーザルに関し、事業者に不正な行為があったと認められる場合
- (6) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があった場合

## 12. 契約

### (1) 受託者の決定

町は、審査委員会の決定を受けて、第1受託候補者と仕様書並びに提案内容等について協議し、随意契約の手続きを行う。ただし、協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議し、手続きを行うものとする。

※受託候補者の決定をもって提案書に記載されている内容を契約内容として承認するものではない。

### (2) 契約の締結

受託者と決定した事業者は、契約の手続きにより町と契約を締結することとする。契約の締結にあたり、町は、必要な範囲内で業務を追加、変更、削除又は金額の調整ができるものとする。また、当該事業者は年度ごと・施設ごとの委託金額の内訳書を提出すること。

## 13. 委託条件

### (1) 順守法令等

- ①食品衛生法
- ②学校給食法
- ③労働基準法等の労働関係法令及びその他の関連法規等
- ④大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ⑤児童福祉施設等における衛生管理等について（厚生労働省）  
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ⑥保育所における食事の提供ガイドライン
- ⑦学校給食衛生管理基準（文部科学省）

### (2) 責任分担

本町と受託事業者との責任分担は、次のとおりとする。

| 種 類        | 内 容                        | 責任者 |     |
|------------|----------------------------|-----|-----|
|            |                            | 町   | 事業者 |
| 業務の中止・延期   | 町の指示によるもの                  | ○   |     |
|            | 事業者の業務放棄、破綻                |     | ○   |
| 不可抗力による中止等 | 災害などによる業務中止                | ○   |     |
| 営業費の変動     | 業務増加以外の要因による運営費用の増大        |     | ○   |
| 第三者賠償      | 第三者に損害を与えた場合               |     | ○   |
| 調理事故・異物混入  | 事業者の責めに帰すべき事由による場合         |     | ○   |
|            | 上記以外                       | ○   |     |
| 施設整備の補修    | 事業者の責めに帰すべき事由による場合及び簡易な補修等 |     | ○   |
|            | 上記以外                       | ○   |     |
| 業務の実施水準    | 仕様書で定める水準に不適合である場合         |     | ○   |

### (3) 業務実施

受託事業者は、業務の遂行が困難になった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに本町へ報告するものとする。その場合の措置は、次のとおりとする。

#### ①受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸案が生じた場合は、本町は期限を付して修復策の実施を求め、受託事業者が修復できなかった場合には、本町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を求めることができるものとする。

#### ②本町の債務不履行の場合

本町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。受託事業者が当該契約を解除した場合には、受託事業者は本町に対してこれにより生じた損害賠償を求めることができるものとする。

## 14. 職員の採用等

石川町内の雇用安定のため、石川町在住の町民を優先的に雇用されることを求める。

## 15. 問い合わせ先

〒963-7893

福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

石川町教育委員会教育課 幼児保育係・学校管理係

電話番号 0247-26-0811 (幼児保育係)・9135 (学校管理係)

FAX 0247-26-1638

E-mail yojihoiku@town.ishikawa.fukushima.jp (幼児保育係)

gakkou\_k@town.ishikawa.fukushima.jp (学校管理係)